

平成22年度第6回庁議 会議録

[日 時] 平成22年8月30日(月) 午前9時～午前9時50分

[場 所] 本庁応接会議室

[出席者] 市長、副市長、教育長及び各部局長

[会次第]

1 市長あいさつ

2 議 題

(1) 市議会定例会提出議案について (関係部局)

※会派説明報告 (企画部)

(2) 議会答弁課題の進捗状況報告について (関係部局)

3 連絡事項

1 市長あいさつ

おはようございます。まだ、毎日猛暑が続いておりますけれども大変ご苦労様です。まちづくり校区集会も8月10日の高津校区で終わりました。その中で出た課題や質問についても各部署で整理して今後の対応をお願いしたいと思っています。本日の議題は、市議会定例会提出議案と議会答弁課題の進捗状況報告でございます。来週、火曜日開会予定の9月議会の対応については、先週会派説明を行ないまして、そこでも質疑応答があったと思います。各部署、質問が予想される項目については、事前に準備するなど遺漏のない対応をお願いします。

2 議 事

(1) 市議会定例会提出議案について (関係部局)

市長 では議事に入る。

まず、市議会定例会提出議案であるが、その前に会派説明の報告を企画部から
願います。

<企画部長>

今回、5項目について8月24日～26日にかけて会派説明を行った。

1件目の9月補正予算については、介護基盤緊急整備事業について、財源は国、県からの交付金であるが、市からの補助金という形なので、発注において市内業者を選定するなどの配慮はできないのかという質問やJR新居浜駅舎改修事業について、改修経費の負担割合や駅舎外壁のデザイン

等の質問があった。また、土地区画整理事業では、シンボルロード等に計画しているモニュメントについて、森の駅のコンセプトに基づいたものにすべきではないか、また、説明がなくても分かるようなモニュメントにしてほしいなどの意見があった。

2件目の総合文化施設（仮称：あかがねミュージアム）の建設については、まちづくり校区集会や市民説明会ではどういう意見が出たのか、総合文化施設建設より先に文化センター大ホールや郷土美術館の今後の整備や活用方針を検討すべきではないかという意見があった。また、施設の運営管理や工事発注はどのような方法を想定しているのかという質問があった。

3件目、中萩保育園の民間移管についての主なものとしては、民営化計画の見直しを求める陳情書を議会で採択したことをもっと尊重すべきであり、実施にあたってはもっと丁寧な対応が必要ではないかという意見があった。

4件目のデマンド型乗り合いタクシーの試験運行の実施については、500円の料金設定の考え方や運行エリア、今後のエリア拡大の予定などについて質問があり、路線バス停留所から300m圏内は利用登録できないことになっているが、300m以内は対象地域から除くということについては市民に十分説明してもらいたいという意見が出された。

5件目のものづくり人材育成施設の整備については、収支計画は黒字予測となっているが、運営は計画どおりにいくのか、また、東予産業創造センターとの棲み分けはどのようになるのかという質問などがあった。

以上が主な会派説明の内容である。

市長 それでは、議案に沿って企画部から説明をお願いします。

<別添、市議会定例会関係資料に沿って説明>

<企画部長>

企画部からは、報告第15号から第18号、認定第2号及び議案第57号から第61号までについて説明する。

報告第15号、平成21年度新居浜市継続費精算報告については、一般会計において、継続費を設定して進めていた「容器資源化対策事業」について、事業が完了したことから所定の継続費の精算報告をするものである。

次に、報告第16号については、公共下水道事業特別会計において、継続費を設定して事業を進めていた「終末処理場改築事業」及び「終末処理場建設事業」について、事業が完了したことから所定の継続費の精算報告をするものである。

次に、報告第17号、健全化判断比率の報告については、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定により、実質赤字比率等4項目の平成21年度決算に基づく健全化判断比率について、監査委員の意見を付け、議会に報告するものであり、実質公債費比率、将来負担比率とも早期健全化基準を大幅に下回っている。

次に、報告第18号の資金不足比率の報告については、同じく「健全化に関する法律」の規定により、水道事業等5つの公営企業会計の平成21年度決算に基づく資金不足比率について、監査委員の意見を付け、議会に報告するもので、いずれも資金不足は生じていない。

次に、認定第2号、決算の認定については、平成21年度新居浜市一般会計歳入歳出決算及び特別会計の歳入歳出決算について、監査委員の意見を付け、議会の認定に付するものである。決算の概要については、7月開催の第4回庁議で説明しているので省略する。

次に、議案第57号から議案第61号までの予算議案について、別途配布している「平成22年度9月補正予算案の概要」に沿って説明する。

まず、一般会計では、今回の補正予算規模は、8億5,161万2千円の追加であり、補正後の予算総額は452億5,768万1千円となっている。これを前年度同期と比較すると、14億6,098万1千円、3.3%の増となっている。

特別会計については、公共下水道事業、国民健康保険事業、老人保健事業及び介護保険事業の4特別会計の補正となっている。

それでは、一般会計補正予算の主な事業について説明する。

まず、公共事業の「介護基盤緊急整備事業」については、追加補助内示に対応し、小規模特別養護老人ホーム施設整備補助金等を追加するものである。「国領川緑地整備事業」については、社会資本整備総合交付金の補助内示に対応し、ソフトボール場・多目的広場・園路整備等を追加するものである。「土地区画整理事業」については、シンボルロード・駅前広場へのモニュメント設置等の委託料を追加し、工事費・補償費を減額する組替及び社会資本整備総合交付金の補助内示に伴う財源補正をするものである。

次に単独事業の「近代化産業遺産整備事業」については、4月に住友共同電力より寄贈された、旧端出場水力発電所の保存活用を図るため、進入路設置について検討をする必要があることから、周辺の除草・伐採とともに、測量調査を行うものである。「総合文化施設建設事業」については、施設の運営・維持管理計画等のソフト面の計画のほか、ハード面の建設計画について、専門業者による基本設計を行うための委託料である。「コミュニティ施設整備事業」については、自治会の集会施設や防犯灯などの整備補助金を追加するものである。「JR新居浜駅舎改修事業」については、土地区画整理事業に併せて、JR新居浜駅舎の外壁改修などのためのJR四国への補助金である。

「一般下水道整備事業」、「市単独土地改良事業」、「農道維持管理事業」、「道路整備事業」については、道路・水路等の整備を行う市単独事業費を追加するもので、総額2億5千万円の追加となっている。「ものづくり人材育成施設建設事業」については、新居浜のものづくりを支える人材育成施設として、公設民営の「(仮称)新居浜市ものづくり産業振興センター」を建設するため、実施設計委託料等について予算措置するものである。「広瀬歴史記念館(旧広瀬邸)整備事業」について

は、文化財建造物保存技術協会が6月に実施した予備調査の結果、^{けいげんぶんこ}馨原文庫・^{しげつあん}指月庵等の破損が予想より進行しており、修理個所の詳細な調査が必要となったことから、委託料を計上するとともに工事費を減額するものである。

次に、施策費の「デマンドタクシー導入事業費」については、バス交通空白地帯への新たな公共交通として、デマンド型乗り合いタクシーを導入するために、3か月間の試験運行を行うものである。

「生活・介護支援サポーター養成事業費」については、地域での高齢者の生活を支える、生活・介

護支援サポーターの養成事業を、市内4つの生活圏域ごとに地域包括支援センターブランチに委託して、実施しようとするものである。「企業立地促進対策費」については、新居浜市企業立地促進条例に基づく奨励金対象事業及び交付予定額が確定したことにより補助金を追加するものである。

「太陽光発電推進費」については、太陽光発電設置補助金の申請件数の増加に対応し、250キロワット分の補助金を追加するものである。「市民文化センター大ホール改修計画調査費」については、総合文化施設整備と併せて、市民文化センター大ホールの楽屋・トイレ等の改修を行うための調査、設計などの委託料である。「緊急雇用創出事業」及び「ふるさと雇用再生事業」については、合わせて13事業で31名の新規雇用を創出しようとするものである。

次に、経常経費の「児童扶養手当費」については、児童扶養手当法改正により、今年の8月から父子家庭も児童扶養手当支給対象となったことから、対象と見込まれる150世帯分について増額するものである。

次に特別会計についてである。まず、公共下水道事業特別会計については、社会資本整備総合交付金の内示による、東田污水枝線事業費の追加と下水処理場改築工事により発生した不用物品の売却処分に伴う償還金等について予算措置するものである。次に、国民健康保険事業特別会計については、調整交付金を活用し、特に50代の市民を対象に、特定健康診査受診勧奨事業を実施しようとするもので、589万6千円の追加である。次に、老人保健事業特別会計については、平成21年度事業の精算に伴う償還金について予算措置するものである。最後に、介護保険事業特別会計については、高額介護サービス費及び平成21年度事業の精算に伴う償還金、基金積立金について予算措置するものである。

なお、新居浜市過疎地域自立促進計画の策定については、現在、県との最終協議中であり、県の同意を得て追加提出を予定している。

<建設部>

報告第19号、報告第20号、報告第22号について説明する。

報告第19号、損害賠償の額の決定について。本件は、平成22年5月9日午後1時ごろ、市道太田尾線（別子山乙509番地の2地先路上）において、小型自動車が同市道へ進入した際、敷設されていたグレーチングが跳ね上がり、車両を損傷した事故に係る損害賠償の額を決定したものである。損害賠償の額については、当事者との協議及び全国市有物件災害共済会の査定により、車両の修理に要する費用4万1,265円と決定したものである。損害賠償額については、全額、全国市有物件災害共済会から支払われている。

次に、報告第20号、専決処分の報告について。本件は、平成22年5月9日午後4時50分ごろ、市道河又東平線（大永山347番1地先路上）において、南進中の普通自動車が対向車と行き違う際、破損し、張り出していた落石防止網に接触し、車両を損傷した事故について相手方と和解し、損害賠償の額を決定したものである。和解の内容としては、当事者との協議及び全国市有物件災害共済会の査定により、新居浜市は相手方に対し、車両の修理に要する費用11万3,925円の90%に相当する額10万2,533円を支払うこととしたものである。損害賠償額については、全額、全国市有物件災害共済会から支払われている。

次に、報告第22号、専決処分報告については、市営住宅家賃滞納者に対する市営住宅明渡等請求の訴えの提起についてである。本件については、1年以上の長期家賃滞納者19人に対し、平成22年5月31日付けの市営住宅の使用許可取消条件付滞納家賃請求書により、平成22年6月30日までに滞納家賃を完納するよう最終催告を行ない、期限までに納付しない場合には、公営住宅法及び新居浜市市営住宅条例の規定により使用許可を取り消し、直ちに住宅の明け渡しを求めると及び家賃等の支払いを求める訴訟提起の手続きを取ることを通知したものである。その結果、請求に従い滞納家賃の全額を支払った者2人、分割納付の誓約等をして履行している者13人、合わせて15人を除く4人について平成22年8月6日、松山地方裁判所西条支部へ訴訟提起を行なったものである。訴訟の内容については、入居者4人及び連帯保証人5人に対して、市営住宅の明け渡しと滞納家賃等の支払いを求めたものである。今回提訴した4人の滞納状況であるが、滞納月数は、1年8か月から2年10か月であり、4人の滞納金額は、合計すると家賃298万2,400円、督促手数料1万1,200円で合計請求金額は、299万3,600円となっている。なお、4人のうち1人については、連帯保証人から全額納付されたことにより示談が成立し、訴訟の取り下げを行っており、今後専決処分をしたいと考えている。

<経済部>

報告第21号、専決処分報告について説明する。本件は、平成22年6月6日午後5時35分ごろ、黒島港において、新居浜市営渡海船から下船しようとした軽自動車が発信した際、左後輪に施していた車止めがバンパーに引っかかり、車両が損傷した事故に係る損害賠償の額を決定したものである。事故の原因については、通常、車両を下船誘導する際は、車両前部の車止めははずし、後部の車止めは誤って車が後ろに進まないように残した状態で行なっているが、事故時も同様の作業手順に従い下船誘導をしたところ、上船時と下船時で乗車人員が変わったことにより、車高が下がり、バンパーに車止めが引っかかったものと考えている。損害賠償の額については、当事者との協議及び社団法人日本旅客船協会の査定により、車両の修理に要する費用5万2,090円と決定したものである。なお、損害賠償額については、全額、社団法人日本旅客船協会から支払われる予定となっている。今後は、車止めを置く際には、車両の種類、乗車人員等により車止めが引っかかる危険性があるものと常に考え、船員同士の連絡を密にし、下船誘導の際に再度点検をすることにより事故を未然に防ぐよう努めていきたいと考えている。

<水道局>

認定第1号について説明する。平成21年度新居浜市水道事業会計決算及び平成21年度工業用水道事業会計決算については、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものである。概要につきましては、第4回庁議において報告したので、説明は省略する。

<総務部>

総務部からは、議案第55号及び追加予定の人事議案について説明する。まず、議案第55号、財産の取得について。本議案は、消防ポンプ自動車CD-I型2台を取得するものである。去る8月3日、6者による一般競争入札の結果、3,060万円で、株式会社岩本商会が落札し、消費税及び地方消費税額153万円を含む、3,213万円で、契約を締結しようとするものである。「新

居浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定により、議会の議決を求めるものである。なお、今回更新予定の消防ポンプ自動車CD-I型2台は、新居浜東分団及び泉川分団に配備する予定である。

次に、人事議案であるが、新居浜市公平委員会の委員の選任については、新居浜市公平委員会の委員近藤君恵氏は、平成22年9月30日をもって、任期が満了するので、新たに委員を選任するについて、議会の同意を求めるものである。

<福祉部>

議案第56号「新居浜市立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例」の制定について説明する。今回の改正は、新居浜市立八雲保育園、南沢津保育園の民間移管と同様に、平成18年11月に作成した「新居浜市立保育所の民営化に関する基本方針」に基づき、平成22年4月に民間移管を予定していた中萩保育園について、先に民間移管した保育園の検証を十分行い、民営化計画の見直しを行った結果、平成24年4月1日付で中萩保育園を民間移管することに伴い、同日付で本条例のうち、保育園の名称及び位置を示す別表の中から新居浜市立中萩保育園を新居浜市立保育所から削除しようとするものである。今回の改正により、平成24年4月1日付けの中萩保育園の民間移管に向けて、移管先法人の公募・決定等の諸手続きを進めることとしている。なお、この条例は、平成24年4月1日から施行したいと考えている。

<消防本部>

追加議案2件について説明する。

まず、「新居浜市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」。今回の改正は、危険物施設である特定屋外タンク貯蔵所に係る審査業務を全国的に行なっている危険物保安技術協会において、審査業務の効率化が図られ、実費に変動が生じていることが判明したため、審査受託料の額を平成22年10月1日より一律に10%引き下げる見直しが行われることとなった。これに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されることとなり、新居浜市手数料条例中の危険物規制事務のうちの手数料を徴収すべき事項及び金額が規定されている別表第2中の特定屋外タンク貯蔵所の設置保安にかかる申請手数料を概ね9%引き下げるものである。なお、この条例については、平成22年10月1日から施行したいと考えている。

次に、「新居浜市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」。今回の改正は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令及び住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、所要の条文整備を行なうものである。まず、1点目として、対象火気設備等で今回の改正の対象となるのは、燃料電池発電施設でこれまでの固体高分子型、リン酸型及び熔融炭酸塩型の3種類に加え、実用化の一定の進捗がみられた固体酸化物型の燃料電池を今回、新たに対象火気設備等に追加し、併せて位置、構造及び管理について基準を定めるものである。次に、2点目の改正として、住宅用防災機器の設置に関して、複合型居住施設用自動火災報知設備を設置した時には、住宅用防災機器を設置しないことができることを追加しようとするものである。なお、この条例については、平成22年12月1日から施行したいと考えている。

市長 何か質問等はあるか。

副市長 モニュメントについては、会派説明を行なったが、課題が残っているので、検討をしていただきたい。

市長 それぞれ重要事業、懸案事業の予算化ということなので、これまで市民の皆さんに理解をいただくため説明もしてきているが、なお、本番での質疑応答、やりとりが予想されるので、十分な準備をお願いします。

(2) 議会答弁課題の進捗状況報告について (関係部局)

市長 今回も特に報告が必要と考える項目について絞ってお願いします。
企画部からお願いします。

<企画部長>

企画部からは2件報告する。

まず、番号2番の駅舎の改修関係については、市も応分の負担をする方向でJR四国と協議を進めていたが、先般、外壁等の改修工事、コンコースへの自動ドア設置、ラッチ内トイレの改修などの総事業費の約2/3(7割程度)を市が負担することで協議がまとまった。今後は、平成22年度に予定している外壁等の改修や自動ドア設置工事が、土地区画整理事業の交通広場工事と競合するため、円滑な事業実施ができるよう工事の調整や覚書の締結など、JR四国との調整を重ねていく。

次に、49番、芸術文化施設建設については、今年度の対応として、新居浜駅周辺の公共施設と総合文化施設の整備内容について、市政だよりでの広報、まちづくり校区集会での概要説明、また、8月8日の市民説明会等で市民への周知を図っている。今後の予定としては、総合文化施設の平成25年度内の完成に向け、この9月市議会で基本設計の補正予算案議決後、市民で組織する建設準備委員会を立ち上げる予定にしている。

<総務部>

総務部からは、1件報告する。

項目番号32番の高齢者の安全については、県内で高齢者が運転免許証を自主返納した際に住民基本台帳カードの発行手数料無料化を実施している松山市、伊予市及び久万高原町の利用実績を聞き取り調査いたしました結果、久万高原町以外の2市については、着実に利用者が増えている。本市としては、運転免許証の返納については、基本的に本人やご家族の意思にお任せすべきであると考えている。しかし、運転に不安を感じている高齢者の方が、免許証の身分証明書としての付加価値に固執して返納をためらっている場合には、この住民基本台帳カードの無料化は免許証返納の契機となり得ることから、平成23年度からの実施に向けて、担当部局と詳細協議を進めていく。

<福祉部>

福祉部からは3項目について説明する。

まず、20番、保育所保育料の滞納整理、徴収率の向上については、担当課での今までの取り組みに加え、平成22年4月に新設された債権管理対策室と協議しながら、長期・悪質滞納者に対する財産調査、差し押さえ等の滞納処分を40件行う予定である。

次に、24番、休日夜間急患センターの市外利用者に係る費用負担について広域で協議すべきではないかということであるが、昨年4月から小児の深夜帯診療を医師会、愛大のご協力のもと開始している。市外からの受診者は昨年度夜間診療が8.8%、休日診療が11.6%、深夜診療が20.6%となっている。今後は、限られた医療資源を有効に活用し、市民の安全・安心を守るためにも、西条市、四国中央市と協議をしながら急患センターの継続をしていきたい。

最後に、39番、介護支援ボランティア制度の導入については、福祉部としては対象年齢、活動場所等を限定して進めるべく平成22年度当初予算要望を行ったが、制度設計が難しいため検討課題とする、とされたため、福祉部の対応としては完了とした。今後については、総合的なボランティア制度の構築が必要であり、関係部局の連携が必要と考えている。

<市民部>

市民部からは、23番、ワンストップサービスの実施についてである。8月9日にワンストップサービスプロジェクト会議を開催した。次期基幹業務システムの平成24年度の更新時期に合わせ、サービスの拡大をするための具体的な検討、協議をワンストップサービスプロジェクト会議において進めていく予定である。

<環境部>

環境部の議会答弁課題は10項目あるが、そのうち、新規の21番「指定袋制について」説明する。レジ袋をごみ袋として使用できない仕掛けとしての「指定袋制」導入について検討を求められているが、「地球高温化対策地域協議会幹事会」においても、マイバック持参を推進する方策を議論する中で同様の意見が出て、賛否両方の意見がある。現在、他市の事例調査等を行っており、ごみ全体の減量を目指し、「家庭ごみの一部有料化」と併せて検討していきたいと思っている。

<経済部>

経済部からは、新規の18番、大島内への車いす利用可能なトイレの設置について報告する。今後の見通しとして、平成24年度の完成を目指して検討していく。

<建設部>

まず、14番、国領川の河川敷公園のうち、堤防の階段化については、河川占有の許可を得たが、昨年の8月に開催した企画財政会議で10か年実施計画では実施しないという方向となったため、改めて精査することとなったため、完了としたい。

次に、34番、横山南市営団地の石垣については、20年9月及び今年7月に法面の松や雑木を伐採し、危険な箇所は当面ないものと考えており、今後も定期的に雑木の伐採を行っていくことで完了としたい。

次に、35番、河川周辺の安全性については、20年、21年、今年度と東川、尻無川に転落防止柵等の必要な箇所に設置していることから、概ね完了できたものと考えている。今後、地元の要望の強いところから順に整備が必要であると思うが、完了としたい。

次に、41番、駅前ロータリーの市民像の取扱いについては、中央公園に設置することで決定したので、完了としたい。

次に、42番、人の広場の整備手法については、今後行なう人の広場の整備に向けて市民参加の

整備手法を十分検討して整備を行ないたいと考えている。

次に、43番、新居浜駅菊本線、駅南への延伸については、次期長期総合計画のなかで検討を行ないたいと考えている。

次に、44番、地籍調査については、未調査区域を全市的に実施した場合の費用試算をコンサルタント業者に依頼しており、結果により、実施規模、財源、人員等について市内協議を行い、事業推進を図っていく。

次に、45番、ドッグランの整備については、早急な対応は困難であるが、用地購入が不要な河川敷等を中心に検討していきたいと考えている。

次に、46番、城下橋から新田東橋までの国領川河川敷の整備については、県と協議しながら、河川敷整備が可能となるよう条件整備に努める。

<水道局>

水道局からは、1件、新山根配水池について報告する。

上部給水区の安定給水を図るため、瑞応寺配水池の補完的役割を果たす目的で新山根配水池を計画するものであるが、現在、前段となる水道事業全体の経営変更認可申請の作業を新長期総合計画や水道ビジョンと整合を取りながら行っており、これを受け、実施設計を今年度行ない、平成25年度完成予定で進めている。

市長 以上であるが、何か質問等はあるか。

副市長 国領川の階段護岸はもうしないということか。

建設部長 今やっている整備事業のなかでは、やらないということである。

副市長 交通公園を整備する時にもやらないということか。

建設部長 交通公園については、今どのようにするか正式に決めていないので、そのなかで可能性はあるが、位置的には難しいと考えている。

市長 他にあるか。議会答弁進捗状況については以上とする。

まちづくり校区集会で出た見守り推進員の見直しについては、支部社協の方でまとめているらしいが。

福祉部長 支部社協の方でまとめたものができつつあるそうである。

市長 西条工業用水、黒瀬ダムの問題について、この先般新聞報道がされている。公営企業局と新居浜市、西条市で工業用水の利用促進協議会、これは当然工業用水の利用についての会であるからメンバーとして参加しているが、その後、松山市、西条市、新居浜市で研究会のようなものがあり、それにも参加はしていたが、われわれ新居浜市側にとっては、あまり成果があったとは思っていない状況である。今度、県知事の調整により、改めてこの協議会を開きたいという申出と要請があったので、水そのものについては工業用水として利用している地域であるから、協議会には参加をするという返事をしている。どういう方向になるかは不透明であるが、現在の状況としては、そういう状況である。

戸籍について、市民部長からお願いする。

市民部長 マスコミで話題になっている戸籍上生存されている新居浜市の状況であるが、120歳以上、明治23年8月26日以前の生まれの方ということで先週の金曜日に調査をした。調査の条件としては、戸籍の附表に住所の記載がない人、戸籍の附表というのは、戸籍に住民票の異動についての記録を付けているものであるが、そこに記載がない人ということで調査をした結果、120歳以上で215人、新居浜市の管理している戸籍のなかにある。そのうち最高齢の方は、安政5年生まれの152歳、男性の方である。この方達の記載の消除の方法等については、法務局と協議をしながら実態調査等を進めていく必要があるので、慎重に進めていきたいと考えている。

市長 明日、定例記者会見があるので、最終の状況についてまとめておいてもらいたい。
それでは先程申し上げたように、9月議会、これまでの重要事業、懸案事業の提案等もあるし、来年の第五次長期総合計画のこと等いろいろな議論が予想されるので改めて十分準備を行うようにお願いします。
これで第6回庁議を終了する。